

第50回

過大な見積金額による保険金請求が信義則に反するとされた事例

東京地判令和5年1月24日（令和2年（ワ）第23916号）（LEX/DB：25597083）

関西学院大学准教授
松田真治 Masaharu Matsuda

I 事実の概要

Xは、全国においてガソリンスタンド小売等の石油流通事業等を行うとともに、北海道においてゴルフ場経営等を行う株式会社である。Xと損害保険会社Yは、平成29年3月29日、Xを被保険者として、Xの経営する55のガソリンスタンドを対象とした企業総合保険契約（以下「本件保険契約」といい、本件保険契約に関し、XY間で適用される保険約款を以下「本件保険約款」という。）を締結した。

本件保険約款においては、Yは、同約款所定の保険事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払うこととされ（本件保険約款2条1項）、その場合に損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定め、損害の額から同約款所定の免責金額を差し引いた額を支払うこととされており、この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、保険価額を限度とし、修理費（損害が生じた地及び時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいう。）を基に同約款所定の算式によって算出した額を支払うこととされている（本件保険約款5条1項）。

Xが経営する店舗において何らかの被害が発生した際の、Xにおける見積書取得及び修理の一般的な手順は、概ね以下のとおりである。被害に遭った店舗は、被害の報告の際、相手方から聞き取った相手方の住所、氏名、連絡先等及び相手方から入手した免許証、車検証、自賠責保険の写しとともに、被害の写真をXの本社に送付した後、地元の修理業者から修理の見積りをもってそれを本社にファクシミリ送信する。その後、本社の決裁が下りると、被害店舗は、当該修理業者に修理を依頼し、当該修理業者が修理を行う。ただし、案件によっては、修理業者ではなく、本社の従業員が修理を行うこともある。なお、被害店舗が警察、消防、保険会社、修理会社等に連絡する際には、事前に本社の指示を仰ぐこととされていた。Xにおいては、基本的に、修理については、各店舗が選んだ修理業者に修理を任せることとしており、Aは、見積りを作ってもらう会社として利用している。このため、本社は、被害店舗から被害の報告等を受けると、被害の報告及び被害の写真を基に、Aに見積書を作成してもらう。Xは、Aが作成した見積書を保険会社（Y）に送付し、保険金を請求する。Xは、実際に修理を行った業者に対し、修理代金を支払う。

Xは、Yに対し、保険事故が発生したとして、